

# 採点基準表

## 1 評価方法

新潟市立保育園・認定こども園紙おむつ等定額利用サービス事業について、下記のとおり評価を行い、サービス実施に係る各保育園等の保護者投票のための候補事業者を選定する。

### (1) 評価概要

選定委員は、企画提案の内容について「提案評価点（200点満点）」（提案書による評価）の採点を行い、選定委員全員の「提案評価点」の合計点を「提案評価合計点（1,200点満点）」とします。「提案評価点」に「提案書以外の評価点」を加算した点数を「総合評価点（210点満点）」とし、選定委員全員の「総合評価点」の合計点を「総合評価合計点（1,260点満点）」とする。

### (2) 提案評価点

評価項目や評価の観点は「評価項目一覧」のとおりとする。

評価項目一覧に記載の配点は各選定委員1人あたりの持ち点であり、その合計点を「提案評価点」とする。

評価は、S、A、B、C、Dの5段階評価とし、評価点は表1のとおりとする。また、各評価項目に比率を乗じた点数を項目点とする。

表1 評価点

評価	評価内容	評価点
S	非常に優れている	5
A	優れている	4
B	平均的である	3
C	やや不足している	1
D	不足している、又は要件を満たしていない	0

### ※ 比率の計算方法

〈例〉比率3の場合の項目点

評価がSの場合→ 5点×3 = 15点

評価がAの場合→ 4点×3 = 12点

評価がBの場合→ 3点×3 = 9点

評価がCの場合→ 1点×3 = 3点

評価がDの場合→ 0点×3 = 0点

### (3) 提案書以外の評価点

地域経済振興の観点から、新潟市内に主たる事務所又は事業所を有する中小企業及びそれに準ずる法人・団体に対し、提案書による評価とは別に5%加点する。（合計点が100点であれば5点加点）

## 2 候補事業者等の選定

評価の結果、総合評価合計点が上位5位までの提案者5者を候補事業者として選定する。

ただし、紙おむつの銘柄について同一銘柄は2者までとし、上位5位に3者以上同一銘柄の提案者がいた場合は、次順位の別銘柄の提案者を候補事業者として選定する。

なお、上位5位の提案者が2者以上いるときは、月額利用料金が最も安い提案者を候補事業者として選定する。月額利用料金も同額であった場合は、委員長が決定する。

また、提案評価合計点（1,200点満点）が6割（720点）に満たない者は、候補事業者に選定しない。